○厚生労働省告示第七十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第一号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

「シンガポール」を「シンガポール　タイ」に、「アメリカ合衆国（ペンシルベニア州を除く。）」を「アメリカ合衆国（ニュージャージー州を除く。）」に改める。

○厚生労働省告示第七十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

体在の宅就業支援団名称	のに変更前係る業務の在宅就業障害者所在地の事業所	のに変更後係る業務の在宅就業障害者所在地の事業所	変更年月日
株式会社研進	五神奈二〇川県一平塚市上吉沢一七神奈川県平塚市高根二七	五神奈二〇川県番地平塚市上吉沢一七神奈川県平塚市高根二七番地丁神奈川県小田原市東町四丁目一番二号丁神奈川県小田原市東町四号	二平成二十五年十二月十日

○厚生労働省告示第七十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

体在の宅就業支援団名称	のに変更前係る業務の在宅就業障害者所在地の事業所	のに変更後係る業務の在宅就業障害者所在地の事業所	変更年月日
社会福祉法人すぎらんの会	溝神奈川県三相模原市南区麻溝台七丁目一番七号溝神奈川県相模原市南区小神奈川県相模原市中央区横山二丁目七番七号目神奈川県大和市中央三丁目八番十五号小神奈川県相模原市中央区町田二丁目七番七号目神奈川県大和市中央三丁目十番五号	溝神奈川県三相模原市南区麻溝台七丁目一番七号溝神奈川県相模原市南区小神奈川県相模原市中央区横山二丁目七番七号目神奈川県大和市中央三丁目八番十五号目神奈川県大和市中央三丁目十番五号	平成二十五年六月一日

○国土交通省告示第三百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道47号改築工事（新庄古口道路・山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野地内から同村大字古口字皿島地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野、大字蔵岡字野中沢及び字野中沢前山並びに大字古口字皿島国有林及び字皿島地内

２　使用の部分　山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野、大字蔵岡字野中沢及び字野中沢前山並びに大字古口字皿島国有林及び字皿島地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県新庄市大字本合海字三森下地内の福宮インターチェンジ（仮称）から最上郡戸沢村大字古口字上真柄地内の古口交差点（仮称）までの延長10.6㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道47号改築工事（新庄古口道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道47号（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、大崎市、新庄市等を経由して酒田市に至る延長約185㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する最上地域は、なめこの生産が盛んであり、主に陸上輸送により県内外へ出荷されている。また、仙台市、石巻市等から、汚染土壌、鉄スクラップ等のリサイクル資源が、本路線等を利用しリサイクル関連企業が数多く存する酒田港周辺へ輸送されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形の良好な道路が整備され、物流の効率化等に寄与するとともに、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成17年２月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音